

## 建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。</li> <li>・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。</li> <li>・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。</li> <li>・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。</li> <li>・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数</li> <li>・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数</li> <li>・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数</li> <li>・計測日：登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測を行い、発注者に報告する。ただし、計測頻度については、<u>CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することができる。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。</li> <li>・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。</li> <li>・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。</li> </ul> <p>(CCUS義務化モデル工事)</p> <p>第3 CCUS義務化モデル工事は、以下のとおり試行を実施する。</p> <p>1 対象工事 県土整備部が発注するWTO対象工事などの<u>大規模工事</u>な建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象とする。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元請企業：<b>県土整備部が発注する建設工事の受注者をいう。</b></li> <li>・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方を除く。</li> <li>・技能者：<u>元請企業及び</u>下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。</li> <li>・CCUS登録事業者：<u>元請企業及び</u>下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。</li> <li>・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。</li> <li>・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／<u>元請企業及び</u>下請企業の数</li> <li>・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数</li> <li>・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数</li> <li>・計測日：登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測を行い、発注者に報告する。ただし、<u>工期が半年以内である等これによりがたい場合は、初回計測日及び計測頻度については、受発注者の協議の上で変更することができる。</u> <u>なお、工期内に少なくとも1回以上計測することとする。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。</li> <li>・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。</li> <li>・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。</li> </ul> <p>(CCUS義務化モデル工事)</p> <p>第3 CCUS義務化モデル工事は、以下のとおり試行を実施する。</p> <p>1 対象工事 県土整備部が発注するWTO対象工事などの<u>大規模な</u>建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象とする。</p> <p>2～6 [略]</p>

### 附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日以降に予算執行伺いを行うものから適用する。